

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

確定申告が必要な人、還付される人

Q：私はサラリーマンです。昨年から別の会社の非常勤役員になり2ヶ所から給料をもらっています。確定申告が必要と聞きましたか？

A：所得税の確定申告の時期(2月16日~3月15日)が近づいてきました。

確定申告が必要な人は次の人です。

- ① サラリーマンで給与収入が1500万円を超えている人
- ② 給与を2ヶ所以上からもらっている人
- ③ サラリーマンで給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ④ 個人事業者で納付税額がある人
- ⑤ 家事使用人などで給与から所得税の源泉徴収をされていない人
- ⑥ 同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与のほかに利子、家賃などの支払いを受けている人

確定申告をすれば税金が返ってくる人は次の人です。

- ① 株式配当や原稿収入などから源泉徴収された税金が、算出税額より多い人
- ② 年末調整を受けたサラリーマンで医療費控除、雑損控除、寄付金控除、住宅取得等特別控除のてきようを受ける人
- ③ サラリーマンで中途退職したまま再就職しなかった人
- ④ 年末調整の際に配偶者特別控除や生命保険料控除などのもれがあった人

あなたの場合は、確定申告をしなければなりません。

